

## 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止について

4月はじめ、保健だよりで出席停止について確認したところですが、5/8（月）から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することに伴い、県立高校でも5/8（月）から出席停止の取り扱いに変更があります。ご確認をお願いします。

### 1 医師の診断により陽性が判明した場合 → 出席停止になる

(1) 症状がある場合→ 発症日を0日目として5日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過後、6日目から登校可能。

ただし、10日を経過するまでは当該生徒にマスク着用を推奨する。

(2) 症状がない場合→ 検体採取日を0日目として6日目から登校可能。

ただし、検体採取日から7日経過するまでは、当該生徒にマスク着用を推奨する。

### 2 感染が不安で休ませたいと相談があった場合 → 校長の判断により出席停止になる

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止とする。

### 3 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合

無理をせず、自宅で休養するよう推奨するが、登校は制限されない。 → 出席停止にならない

### 4 同居家族の陽性が判明した場合や陽性判明者との接触があった場合

登校は制限されない。 → 出席停止にならない